

第4回岩手地方最低賃金審議会議事要旨

開催日時 令和4年8月23日午前10時00分～午前11時10分

主な審議事項 公開・一部非公開

- 1 岩手県最低賃金専門部会における審議結果報告について
- 2 岩手県最低賃金の改正決定について（金額審議、採決及び答申）
- 3 特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無について（諮問）
- 4 特別小委員会の設置及び委員の推薦について
- 5 その他

出席状況

公益	5 / 5
労側	5 / 5
使側	5 / 5

審議要旨

- 1 岩手県最低賃金専門部会における審議結果報告について
 部会長から、専門部会の審議結果が報告された。
- 2 岩手県最低賃金の改正決定について（金額審議、採決及び答申）について
 審議会長から採決の前に、専門部会から付帯決議を付しての審議結果報告を受けているので、本審議会としての取扱いの確認がなされた。
 付帯決議事項は次のとおり
 中小企業・小規模事業者への実効性のある支援のための現行制度の拡充及び早急な制度創設を次のとおり政府に対し要望する。
 賃上げのための環境整備として、業務改善助成金の拡充及び賃上げ分を補填するような新たな助成金の早急な創設を求める。
 企業間取引の適正化、価格転嫁に関する問題解消を目指し「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」及び「取引適正化に向けた5つの取組」等の施策を確実に実行するよう求める。
 賃金引上げに起因する就業調整の原因となる税控除制度の見直しや社会保険料の減免措置等の検討を求める。
 以上3点の事項であり、この決議内容は専門部会で公労使が一致した見解であることを踏まえ、会長からは、本審議会においても正式に了承し本審議会における決議として取り扱いたいとの発言があり、労使ともに異議なしとして了承された。
 採決の結果、「岩手県最低賃金を33円引き上げ、時間額854円とすること（引上げ率4.02%）」が、賛成9人(労5、公4)反対5人(使5)の賛成多数で議決され、同議決内容が付帯決議事項が付され答申された。
 また、発効日を法定発効とすることについても同数により賛成多数で議決され答申された。
 労働者側委員から、今回の専門部会は3回であったが長時間にわたり議論がなされ、3原則が議論の中心となった。審議の中では、物価上昇分等の位置づけをどうするかなど色々と意見がでたが、労働者側としては、労働者側の主張する金額で決まれば良かったと思うところだが、特に賃金格差是正と最低賃金近傍で働く労働者の生活保障が必要であることを考え公益委員案に賛成することとしたとの意見であった。
 また、付帯決議事項についても、岩手、東北は中小企業・小規模事業者が多く、政府が経済を回していくと言っていることもあり、中小企業・小規模事業者にしっかりと手当することが大事と考え、スピード感をもって行うよう付帯事項として決議したのは評価できることと思っており、しっかりと政府に伝えていただきたいとのことだった。
 使用者側委員から、私どもの主張は県内の中小企業・小規模事業者の立場に立って、最低賃金法の中で議論すべきと繰り返し主張してきた。
 今回の結果は結果として厳粛に受け止めざるを得ないと思う。しかし、内容については、到底納得できるものではない。ただし、付帯決議事項にあるように早急な中小企業・小規模事業者への支援策の拡充等々、賃上げを可能とするような環境整備を政府に強く求めるとしており、中小企業・小規模事業者へのきちんとした支援のもとに賃上げが実行されることを強く望むとの意

見であった。

- 3 特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無について（諮問）について
現在 6 産業について特定最賃を定めているところ、5 産業（各種商品小売業以外）から特定最賃の申出書が提出され、全ての申出書が手続要件を満たしていたことから、改正決定の必要性の有無について諮問した。
- 4 特別小委員会の設置及び委員の推薦について
特定最賃の必要性の有無を検討するため、特別小委員会を設置することになった。
- 5 その他
今回、答申に付帯決議事項が付いたが、実効性のある対策としてほしいので、付帯決議事項を厚生労働本省に報告し、その回答を審議会に報告するようにとの意見があった。

次回開催日

会議名 令和 4 年度第 5 回岩手地方最低賃金審議会

日時 9 月 8 日 午前 10 時

場所 盛岡第 2 合同庁舎 3 階会議室

主な議題 県最賃の改正決定に対する異議の申出について、特定最賃の必要性の有無について（答申）

その他

報道関係のカメラ 5 台が入り、昼と夕方のニュースで放映した。

また、新聞社 7 社の取材を受けた。

傍聴人 4 人。